



**全商連第54回総会に  
二宮会長がウェブで参加**

全商連定期総会は2年に1度開催されます。今年5月の予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で11月に延期されました。関東圏内の各県代議員は東京の会場に集まりましたが、他の県はすべてウェブ中継での参加となり、福島県の代議員は白河民商会館に集まり参加しました。今総会のスローガンは、『憲法理念を広げ、コロナ危機打開、消費税減税実現！70周年を力に民商・全商連の成長発展』です。来週は全青協と共済会の総会が開催されます。

**持続化給付金  
農家の計算の考え方**

令和 元年 売上	キュウリ	400万円
	米	500万円
	計	900万円

- 基準になる金額を計算します  
900万円 ÷ 12ヵ月 = 75万円  
75万円 × 50% = 37.5万円
- 1月から12月までの期間で、一ヶ月の売上げが37.5万円より少ない場合は大丈夫です。
- 1月2月3月4月5月までは売上が0です。
- キュウリ 400万円  
6月 50万円、7月 200万円  
8月 100万円、9月 50万円
- 米 500万円  
10月 100万円、11月 300万円  
12月 100万円
- 37.5万円より少ない月は1月から5月までなので、4月が5月で申請します。



中島支部会の様子

**あなたも対象です**

持続化給付金の申請は白河民商では●件行っています。農家の方は3件しか申請していません。自分は対象外だと思っている人が多いようです。ところが、多くの農家の方が、実は対象になっているのです。左記の計算の考え方を参考に実際どういふものか計算してみましよう。

**『農家の方』必見です。  
農家の「持続化給付金」の申請を！**

**申請に必要なもの**

- 令和元年の確定申告書（今年3月に申告したもの）と収支内訳書
- 令和2年1月からの売り上げがわかるもの
- 運転免許証
- 通帳
- 印鑑

**申請のしかた**

- 申請はウェブで行いますので、スマホがあればすぐに申請できます。
- スマホは自分のでなくとも家族のどれのもでも大丈夫です。
- スマホがなくても民商で対応します。
- 収支内訳書は申告時に提出していないので作成することになります。

※ 詳しくは民商事務所まで連絡ください

**支部だより**

**中島支部会**

中島支部会は11月13日(金)に清華で開かれ、6人の会員と南條副会長が参加しました。拡大リレーに向けての会員・読者拡大について話し合った他、先月行われたグランドゴルフ大会の結果報告や、持続化給付金の申請状況について確認しました。24日の商売を語る会には4人が参加予定です。

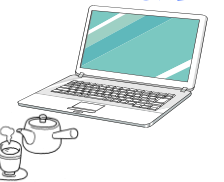
**白河民商**

発行所  
白河市天神町28  
白河民商五会  
TEL(27)3161

毎週発行

白河民商URL  
http://www3.ocn.ne.jp/~shiramin  
メールアドレス  
shirakawa-minshou@isis.ocn.ne.jp

好評開催中!  
パソコン教室



**無料法律相談**

12月は10日(木)午後4時から

希望者の方は、事前に白河民商までご連絡を



独りで悩んでいませんか？